

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	※	青色申告	一連番号		
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の資本の金額又は出資金額	円	税務	整理番号(法源番号)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
(ふりがな)		経理責任者	売上金額		署	事業年度(至)	年 月 日 兆 十億 百万			
法人名		自署押印	申告年月日		処	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分
(ふりがな)		旧納税地及び旧法人名等	郵便官署消印		理	確認印	省略	年 月 日	年 月 日	年 月 日
代表者自署押印			欄		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
代表者住所										

平成 年 月 日

事業年度分の 申告書

平成 年 月 日

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6)	1	十億 百万 千 円	<input type="text"/>	この申告が修正申告である場合	この申告前の退職年金等積立金額	16	<input type="text"/>
同 上 の 内 訳	特例適格退職年金契約分	2	<input type="text"/>	この申告により納付すべき法人税額 (15)-(19)	課税退職年金等積立金額	17	<input type="text"/>
	(2)以外の契約分	3	<input type="text"/>		合併等の場合の課税退職年金等積立金額	18	<input type="text"/>
	厚生年金分	4	<input type="text"/>		法人税額	19	<input type="text"/>
勤労者財産形成給付契約分	5	<input type="text"/>	この申告により納付すべき法人税額		20	<input type="text"/>	0 0
勤労者財産形成基金給付契約分	6	<input type="text"/>	決算確定の日	平成 年 月 日			
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	7	<input type="text"/>	中間申告の場合には	平成 年 月 日			
合併等の場合の課税退職年金等積立金額の計算	合併法人等分の退職年金等積立金額	8	<input type="text"/>	その計算期間	平成 年 月 日		
	(8)の 12 相当額	9	<input type="text"/>				
	被合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	10	<input type="text"/>				
	(10)の 12 相当額	11	<input type="text"/>				
課税退職年金等積立金額 (9)+(11)	12	<input type="text"/>					
法人税額 (7)又は(12)の1%相当額	13	<input type="text"/>	0 0				
中間申告分の法人税額	14	<input type="text"/>	0 0				
差引この申告により納付すべき法人税額 (13)-(14)	15	<input type="text"/>	0 0				

税 理 士
署 名 押 印

別表十八の記載の仕方

- 1 この申告書は、退職年金業務等を行う内国法人又は法第145条の3（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人が法第88条（退職年金等積立金に係る中間申告）又は法第89条（退職年金等積立金に係る確定申告）の規定により中間申告又は確定申告（法第145条の5（外国法人に対する準用）において準用するこれらの申告を含む。）をする場合に記載します。
- 2 この申告書は、正副4通作成して提出してください。
- 3 「法人名」及び「代表者自署押印」の各欄には、法人名及び代表者名をそれぞれ記載するとともに、そのふりがなを付してください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
- 4 「旧納税地及び旧法人名等」欄には、当期中に納税地若しくは法人名に変更があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度に係る申告をする場合に変更前の納税地又は法人名（被合併法人名）を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 5 「税務署処理欄」の各欄は、記載しないでください。
- 6 「事業年度分の 申告書」の空欄には、確定申告をする場合は「確定」と、中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告である場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載してください。
- 7 「同上の内訳」の各欄には、「退職年金等積立金額1」の金額を退職年金等積立金の契約に応じて記載します。
- 8 「 $(1) \times \frac{\quad}{12} - 7$ 」の分子には、当期の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。
- 9 「合併等の場合の課税退職年金等積立金額の計算」の「 $(8) \times \frac{\quad}{12}$ 相当額9」の分子には、当期の月数を記載し、「 $(9) \times \frac{\quad}{12}$ 相当額11」の分子には、合併の日又は退職年金業務等の全部の譲受けの日から当期末までの期間の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。